

徳島県公安委員会告示第二十号

平成四年徳島県公安委員会告示第五号（銃砲刀剣類の所持許可証の許可、確認、更新及び書換事務に使用する徳島県公安委員会印を定める件）は、令和七年十二月五日から廃止する。

令和七年十二月五日

徳島県公安委員会委員長

稲

井

芳

枝